

## 阿蘇市教委告示第4号

阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月12日

阿蘇市教育委員会

### 阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い延期した令和3年阿蘇市成人式に係る、成人式で着用するレンタル衣装のキャンセルに伴う費用負担に要した費用を助成するため、必要な事項を定める。

2 この要綱に基づく助成金の交付については、この要綱に定めるもののほか阿蘇市補助金等交付規則(平成17年阿蘇市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「新成人者」とは、第3条に規定する対象者をいう。
- (2) 「レンタル事業者」とは、貸衣装業を営む者をいう。

#### (対象者)

第3条 対象者は、平成12年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 阿蘇市に住所を有する者
- (2) 阿蘇市内の中学校を卒業した者
- (3) その他、市長が必要と認める者

#### (助成金の交付要件)

第4条 新成人者が成人式に出席するためにレンタル事業者からレンタルした衣装(和服、洋服を問わない。)のレンタル料のうち、成人式の延期に伴いレンタル事業者に対して支払うキャンセル料又はキャンセル料に相当する費用で、次の各号のいずれかに該当する費用の一部(以下、「キャンセル料等」という。)を助成するものとする。ただし、前撮り料金、物品購入費、振込手数料等は助成対象費用とならない。

- (1) レンタル事業者を支払ったキャンセル料の費用
- (2) レンタル事業者を支払ったレンタル料のうち、キャンセルに伴い返還されなかった(キャンセル料に相当する費用)費用

- (3) レンタル事業者に支払ったレンタル料のうち、キャンセルに伴い一部しか返還されないレンタル料と返還されるべきレンタル料の差額(キャンセル料に相当する費用)の費用

(助成金の対象期間)

第5条 助成金の対象は、令和3年1月6日以降に発生したキャンセル料等とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、キャンセル料等の4分の3以内(1円未満は切り捨て)とし、限度額を15万円とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付の申請は、新成人者のキャンセル料等を負担した者が1回に限り行うことができる。

2 規則第3条第1項に基づく阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)の写し
- (2) 衣装のレンタルを申し込んだことを確認できる書類(レンタル事業者への申込書や契約書等)の写し
- (3) 衣装のレンタル料金を支払ったことを確認できる書類(レンタル事業者の領収書や通帳等)の写し
- (4) 支払ったレンタル料の返還を受け差額があること又はキャンセルに伴い返還されなかったこと、若しくはキャンセル料を支払ったことを確認できる書類(レンタル事業者の領収書や通帳等)の写し
- (5) 第4条第2号及び第3号の規定に該当する場合は、その内容が分かる明細書等の写し
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

3 交付申請は、令和3年3月31日までに行わなければならない。ただし、郵送の場合は消印の日付けが令和3年3月31日まで有効とする。

4 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項に規定する期限を延長することができる。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、第7条の申請を受理し、助成金の交付を決定したときは、申請者に阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により通知するものとし、交付台帳(様式第3号)により整理を行わなければならない。

2 規則第11条に規定する実績報告書の提出は要しない。

(不交付の決定)

第9条 市長は、第7条の申請を受理し、助成金の不交付を決定したときは、申請者に阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 第8条の規定により、交付決定及び確定通知を受けた者が助成金の請求をしようとするときは、通知があった日の翌日から起算して30日を経過する日までに、規則第13条第1項に基づく阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金請求書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者本人の名義の通帳又はキャッシュカードの写し

(表紙と表紙の裏面の金融機関名・支店名・口座番号・氏名等が確認できるものの写し)

(2) その他、市長が必要と認めるもの

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する請求書の提出があった場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返納)

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、既に交付した助成金を返還させることができる。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年1月6日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。

阿蘇市長 様

## 阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付申請書

私は、阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付要綱に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

なお、交付対象者や交付要件等の審査のため、申請者及び新成人者に関する情報について、市が公簿等により確認することに同意します。

## 記

## 1 申請者

申請者 (キャンセル料等を 負担した者)	①住所			
	②フリガナ氏名			
	③氏名			
	④電話番号		⑤新成人者との続柄	

## 2 レンタルの内容

令和3年阿蘇市成人式の 対象者である新成人者	①住所			
	②氏名(フリガナ)	( )		
	③生年月日	平成	年	月 日生
レンタル事業者名				

## 3 申請金額等

① 支払ったキャンセル料 又は返還されなかった レンタル料	円	③ 申請金額 (②と15万円の いずれか少ない額)	円
② ①のキャンセル料等の4分 の3の額 (①×3/4) ※1円未満切り捨て	円		

(添付書類)

- 申請者の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)の写し
- 申請者が、衣装のレンタルを申し込んだことを確認できる書類の写し
- 申請者が、衣装のレンタル料金を支払ったことを確認できる書類の写し
- 申請者が、支払ったレンタル料の返還を受け差額があること又はキャンセルに伴い返還されなかったこと若しくはキャンセル料を支払ったことを確認できる書類の写し
- レンタル料の返還を受け差額があること又はキャンセルに伴い返還されなかった場合は、その内容が分かる明細書等の写し
- その他、市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 8 条関係)

指令番号  
年 月 日

様

阿蘇市長

阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付決定及び  
確定通知書

年 月 日付で申請のあった阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金の交付については、次のとおり決定したので、阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付要綱第 8 条の規定に基づき通知します。

記

1. 交付決定額及び確定額 \_\_\_\_\_ 円
2. 助成金振込日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( ) 予定
3. そ の 他
  - (1) 交付要件等に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が助成等を不相当と認めたときは、交付の取消し若しくは交付決定額の減額又は既に交付したものについては返還を命ずることができる。
  - (2) 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

様式第3号(第8条関係)

○阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付台帳

受付番号	申請日	申請受付日	申請者氏名	新成人者氏名	交付決定日	交付決定額	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

様式第4号(第9条関係)

指令番号  
年 月 日

様

阿蘇市長

阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金の交付については、次のとおり決定したので、阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

1. 交付決定内容      不交付
2. 不交付理由

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に阿蘇市長に対して審査請求をすることができます。

阿蘇市長 様

申請者

住 所

氏 名

㊞

阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け、阿蘇市指令教第 号で交付決定通知のあった阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金について、阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

○レンタル衣装キャンセル料助成金の振込先

口座名義人 (カナ)					
⇒ゆうちょ銀行口座に振込の場合	通帳の記号	通帳の番号			
⇒銀行口座に振込の場合		口座番号			
銀行・信金・	本店 支店	<input type="checkbox"/> 普通			
		<input type="checkbox"/> 当座			

(添付書類)

1. 申請者本人の名義の通帳又はキャッシュカードの写し
2. その他、市長が必要と認める書類



様式第 6 号(第 12 条関係)

指令番号

年 月 日

様

阿蘇市長

阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け、阿蘇市指令教第 号で交付決定した阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金については、次のとおり、交付決定を取り消したので、阿蘇市成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業助成金交付要綱第 12 条の規定に基づき通知します。

記

1. 取消決定額    円
2. 助成金返還額    円
3. 取消理由

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に阿蘇市長に対して審査請求をすることができます。